

令和4年5月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年5月20日(金) 午前8時56分～9時28分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
8 番	大原 眞路 (会長職務代理)	9 番	中村 康男 (会長)
10 番	宮本 賢一	11 番	吉田 宏明
12 番	喜田 清己	13 番	吉田 昌治
15 番	原 武信	16 番	竹内 博文
17 番	三木 洋一	18 番	石井 淑雄

欠席委員

7 番	山本 茂	14 番	川田 一博
-----	------	------	-------

傍聴推進委員

7 番	濱崎 郷廣
-----	-------

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	7 件	田 畑	4,361	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	2 件	田 畑	769	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	1 件	田 畑	908	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	25 件	田 畑	45,883 10,676	m ² m ²
第 8 号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	2 件			
報告第 1 号	合意解約	3 件	田 畑	1,955	m ² m ²

令和4年5月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻より少し早いですが、只今より5月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計37件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。なお、山本委員さん、川田委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を3番 猪熊委員さんと6番 木下委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番 富木田委員さん、2番 山下委員さん、6番 木下委員さんが、5月19日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 13 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が不整形地の取得により譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 528 m² 外1筆 計557 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が贈与により譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 878 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は米・麦で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 59 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

5番、・・・、面積 923 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

6 番、・・・、面積 414 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

7 番、・・・、面積 1,517 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

本日の案件 7 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」7 件のうち、5 番 6 番は三木委員さんが代理人として関係者、7 番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、5 番 6 番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

5 番 6 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

5 番は果樹となっていますが、水田に果樹を植えるのですか。

書記

申請では果樹、キウイとなっているため、そのように考えていただいて大丈夫です。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理

それでは、7 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

7 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理	次に、1 番から 4 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。
猪熊委員	2 番の贈与はどういう関係ですか。
書記	2 番の譲渡人と譲受人は親子関係になります。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」7 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。 続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件を議題に供します。事務局の説明を求めます。
書記	それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。 1 番、・・・、面積 433 ㎡ 外 2 筆 合計 591 ㎡ 【議案読み上げ】 無断転用の有無 有 転用目的 住宅拡張 申請理由 昭和 41 年頃、申請者の父が住宅を建築した際、住宅の一部が申請地にかかっていることが判明したため、その無断転用を解消するものです。 農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当します。 周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。 その他 無断転用による始末書の提出があります。 2 番、・・・、面積 178 ㎡ 【議案読み上げ】 無断転用の有無 有 転用目的 宅地拡張 申請理由 平成 27 年頃から住宅の進入路及び駐車場として使用し、申請地の地目が農地のままであることが判明したため、その無断転用を解消するものです。 農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当します。 周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。 その他 無断転用による始末書の提出があります。 以上、よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員	2 番の申請者は住所が福江町なのに、申請が府中町なのはどういうことでしょうか。
書記	申請者の住民票は福江町ですが、現在は府中町に住んでおります。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。 続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 件を議題に供します。 なお、第 3 号議案の 1 番については現地調査を実施しておりますので、1 番 富木田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。
富木田委員	それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番の現地調査報告をさせていただきます。 1 番、・・・、面積 908 m² 【議案読み上げ】 無断転用の有無 なし 転用目的 太陽光発電設備 申請理由 譲受人は現在の収入に不安を感じており、将来のことを考え太陽光発電設備による収入を得ようと計画したところ、土地所有者は県外に住んでおり維持管理に困っていたため、譲渡人と話しがまとまり申請に至りました。 農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。 周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。 その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある以上です。
会長職務代理	ありがとうございました。 ただいま富木田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。
事務局長補佐	それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。 1 番につきましては、先ほどの富木田委員さんのご説明どおりです。 以上、よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり

会長職務代理	特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。 続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」25件を議題に供します。事務局の説明を求めます。
書記	それでは第6号議案 農用地利用集積計画書25件についてご説明します。 今月は新規に農地の貸借をする案件が6件、更新が15件、再設定が4件で、そのうち農地機構を通じた貸借が13件となっております。 以上、農用地利用集積計画書25件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。 以上です。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」25件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」25件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。 続きまして今月は農政部門の議案が2件出ております。 第8号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。
事務局長	本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が2件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。 計画変更の概要を10ページに記載しており、11ページから15ページまでが総括表等の資料となっております。 (議案に基づき説明) ・・・以上で説明を終わります。
会長職務代理	事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業振興地域整備計画変更の事前協議」について なにかご意見・ご質問はございませんか。
各委員	《質疑応答》 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外はやむを得ないもの

として、回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。
事務局の説明を求めます。

書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積414㎡ 【議案読み上げ】

本件は第1号議案6番と関連しています

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積11㎡ 外1筆 計24㎡ 【議案読み上げ】

備考 利用権 賃借権の解消

3番、・・・、面積1,517㎡ 【議案読み上げ】

本件は第1号議案7番と関連しています。

備考 利用権 賃借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員

2番はどのような目的で転用するのですか。面積が小さいように思うのですが。

書記

一部をさぬき浜街道の拡張に使うためこのようになっております。

各委員

(委員による確認)

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

会長職務代理

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これをもちまして5月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時28分終了